

2丁		裁判所			年号	月	日	事項	内閣	最高裁判所	館内比佐志
		平成	三	四	一二	一	二	宮崎簡易裁判所判事に補する			
		平成	四	四	一	一	二	簡易裁判所判事兼判事補に任命する			
		平成	五	六	二四	二	四	東京簡易裁判所判事に補する			
		平成	六	七	一	一	二	東京地方裁判所判事補に補する		最高裁判所	
		平成	七	八	二	二	三	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	法務省		
		平成	八	九	三	三	四	大蔵事務官（国際金融局開発金融課課長補佐）に併任する	大蔵省		
		平成	九	一〇	四	四	五	外務事務官（経済協力局）に併任する	外務省		
		平成	一〇	一一	五	五	六	（期間は平成四年十月十日までとする）			
		平成	一一	一二	六	六	七	外務事務官（経済協力局）に併任する			
		平成	一二	一四	七	七	八	（期間は平成四年十二月十九日までとする）			
		平成	一四	一九	九	九	一〇	外務事務官（経済協力局）に併任する			
		平成	一九	二九	一〇	一〇	一一	（期間は平成五年六月十六日までとする）			
		平成	二九	二九	一一	一一	一二	外務事務官（経済協力局）に併任する			
		平成	二九	二九	一二	一二	一三	（期間は平成五年七月二日までとする）			

3丁	裁判所	年号月日			項 序	館内比佐志 名
		年	号	月		
	平成六七月	一	大蔵事務官（国際金融局開発金融課課長補佐）の併			大蔵省
			任を解除する			
		II	II	II	II	内閣
		II	II	II	II	東京地方裁判所判事補に補する
			判事補兼簡易裁判所判事に任命する			
			判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に			
			より判事の職務を行わしむる者に指名する			
			東京簡易裁判所判事に補する			
			最高裁判所事務総局総務局付を命ずる			
	II一〇四	一	最高裁判所事務総局総務局付を命ずる			最高裁判所
			最高裁判所事務総局総務局付を免ずる			
			前橋地方裁判所判事補に補する			
			兼ねて前橋家庭裁判所判事補に補する			
			前橋簡易裁判所判事に補する			
	II一二	判事兼簡易裁判所判事に任命する				
		前橋地方裁判所判事に補する				
			兼ねて前橋家庭裁判所判事に補する			
			最高裁判所			

4丁		裁判所		年号	月	日	事	項	府	館内比佐志
平成一三	八	一	東京地方裁判所判事に補する							
			最高裁判所事務総局民事局参事官を命ずる							
			東京簡易裁判所判事に補する							
九	一四	一	最高裁判所事務総局民事局参事官を免じ	最高裁判所						
一四	八	一	最高裁判所事務総局民事局第二課長を命ずる	最高裁判所						
一五	九	一七	法制審議会幹事に任命する	法務省						
一六	四	一	最高裁判所事務総局民事局第二課長を免ずる	最高裁判所						
			最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所						
	六	三〇	法制審議会幹事を免ずる	法務省						
	八	七	裁判所法第四十条第三項の規定により兼官たる簡易裁判所判事につき任期終了							
	一八	八	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	最高裁判所						
			検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する	法務省						

6丁		裁 判 所		年 号	月	日	事	項	府	館 内 比 佐 志
							併 任 の 期 間 は 平 成 二 十 二 年 十 月 三 十 一 日 ま で と す る	法 務 省		
		平 成 二 二	一〇	一五			平 成 二 十 三 年 司 法 試 験 (新 司 法 試 験) 考 察 委 員 に 併 任 す る			
							併 任 の 期 間 は 平 成 二 十 三 年 十 月 三十一 日 ま で と す る	〃		
				〃			平 成 二 十 三 年 司 法 試 験 (司 法 試 験 予 備 試 験) 考 察 委 員 に 併 任 す る			
		二 二	一八	一			併 任 の 期 間 は 平 成 二 十 三 年 十 月 三十一 日 ま で と す る	〃		
							内 閣 法 制 局 参 事 官 (第 一 部) の 併 任 を 解 除 す る	内 閣 法 制 局		
							判 事 に 任 命 す る	内 閣		
				東 京 高 等 裁 判 所 判 事 に 補 す る						
							最 高 裁 判 所			
				平 成 二 十 三 年 司 法 試 験 考 察 委 員 に 任 命 す る						
				任 期 は 平 成 二 十 三 年 十 月 三十一 日 ま で と す る						
				平 成 二 十 三 年 司 法 試 験 予 備 試 験 考 察 委 員 に 任 命 す る						
				任 期 は 平 成 二 十 三 年 十 一 月 三 十 日 ま で と す る			法 務 省			

裁判所	年号月日	事項	内名
仙台地方裁判所長を命ずる	令和四年七月八日	最高裁判所	比佐志
仙台簡易裁判所判事に補する	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所	比佐志
部の事務を総括する者に指名する	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	比佐志
部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所	比佐志
部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所	比佐志
		最高裁判所	比佐志